

令和2年6月1日施行 「ポジティブリスト制度」

今使用しているツール、対応していますか？



ポジティブリスト制度とは？

HACCPと同じく、平成30年の食品衛生法を改正する法律により新しく定められたルールの一つで、**令和2年6月1日から施行**されました。

ポジティブリスト制度は、**プラスチック(合成樹脂)製の食品用器具・容器包装において使用を認める物質**のリスト(ポジティブリスト)を作成し、安全対策を強化したものになります。当社においても食品に直接接触することを用途とする製品が対象となります。

従来のネガティブリスト制度との違い

ネガティブリスト制度



ポジティブリスト制度



日本では、食品衛生法の「ネガティブリスト制度」で使用禁止の物質を定め、危険な物質を含む製品の使用を禁止し、健康被害の発生を防いでいました。しかしこの制度は、使用禁止に指定されていない限り、安全性が保障されていない物質でも食品用器具や容器包装に利用できるという課題があります。そこで、平成30年に改正された食品衛生法により、令和2年からネガティブリスト制度に代わり、「ポジティブリスト制度」が採用されることになりました。

※「ネガティブリスト制度」も継続され、溶出試験成績書等は変わらず必要となります。

猶予期間について

施行後5年間(令和7年5月31日まで)、経過措置期間が設けられています。施行前に販売、製造、営業時に使用されていた食品用器具・容器包装は、ポジティブリストに記載されていない物質でも、経過措置期間の適用を受け適合品として認められます。**施行日以降**に使用されるものに関しては、**ポジティブリスト対応品に切り替えていくことが望まれます。**

ヴァイカン製品の素材は適合している？

ヴァイカン製品に使用されている全て※の物質(ポリマー、モノマー、添加剤)は、ポジティブリストに記載されており、安心・安全にお使いいただけます！ **ポジティブリスト適合宣言書の提出が可能**ですので、必要な場合は当社までお問い合わせください。



※食品に直接接触する用途として想定していない製品は対象外となります。

日本総代理店

KC キョーワクリーン株式会社

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里1-19-15 4階
TEL.03-3805-8210 FAX.03-3805-8270